



憲法についての学び

Vol. II

さあ、第2弾が登場しました！

第2弾パンフレットは学生さんの力作！です。

レポート・論文を書く時に法律的に気をつけなければならないことも、分かりやすく説明してくれました。図書館としても大助かりです。

憲法についても短いのにきちんと解説してくれているので、これまでモヤッとしていたことも、これを読めば他人に説明できるくらいです。勉強になりますよ。

～目次～

1. レポートの書き方アドバイス

2. 憲法ハンドブック

3. ゼミ生からの推薦図書

知らないと“盗作”しちゃうかも！？

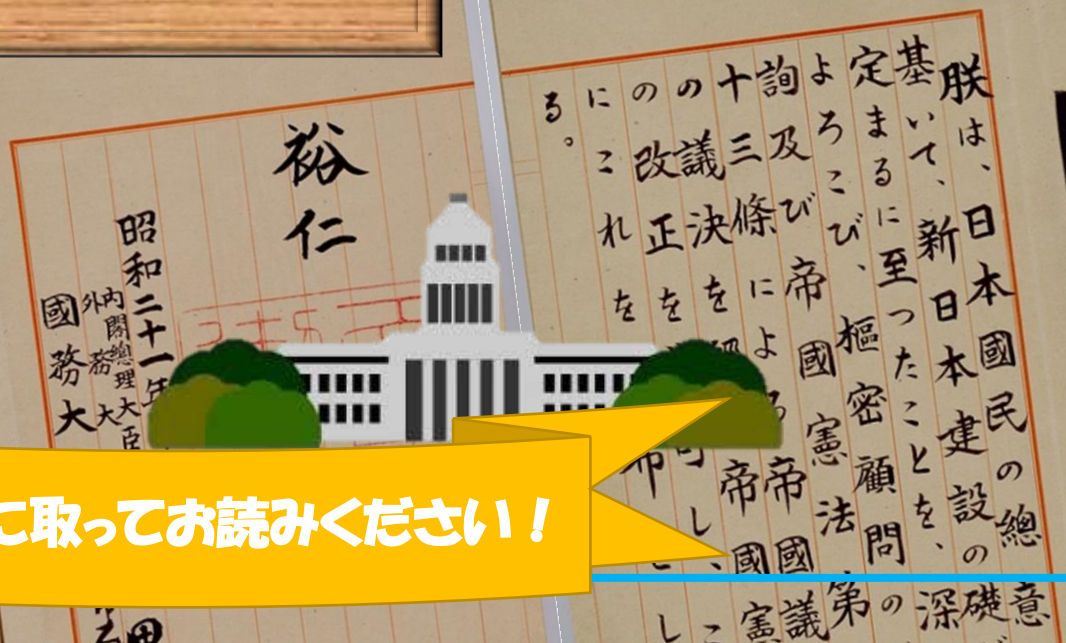
学生さんからの必見アドバイスです

憲法ってそもそもなに？

大日本帝国憲法と日本国憲法は別物！？

そーだったのか！憲法！

ぜひ、手に取ってお読みください！



レポートの書き方アドバイス

新学期が始まって早1カ月。そろそろ授業の課題でレポート課題が出てきているのではないのでしょうか。「レポートを書くのは苦手…」「そもそもレポートなんて書けないよ!」「他のみんなはどんな風にレポートを書いているのかなあ?」そんな学生の皆さんのために、レポートの書き方のコツについてお話していきます!これを読めばあのいやなレポート課題も少しは楽になる…はず。



[1. そもそもレポートと感想文って何が違うんだろう?]

まず、レポート課題を課す先生方は私たちに何を求めているかを理解しなければレポートを書くことはできません。一步間違えるとただの感想文になってしまい、評価に繋がらなくなってしまいます。そこで、レポートと感想文の違いをもう一度見直してみましょう!

	レポート	感想文
求められているもの	問いに関する回答	個人の体験談
主張	普遍的な事実に基づく主張	個人的な体験に基づく主張
論理展開	序論・本論・結論	起承転結
内容	客観的な証拠と論理的な推論が必要	自分の感じたこと・思ったことを述べれば良い。

つまり、レポート課題ではテーマや課題について、客観的な証拠に基づいた論理的な主張が求められます。

[2. コピペ、ダメ、ゼッタイ。]

いくら客観的な証拠が必要だからといってコピペ(コピー&ペースト)をしてはいけません。コピペとは要するに「ネット上の文章の切り貼り」のことです。上で少し触れましたが、「先生方は『テーマに関連する情報を調べたうえで、自分の意見を説得的に表現する』というスキルを練習してもらうため」にレポート課題を出している…らしいです。この課題に対してウェブページの丸写しを提出するのはカンニングも同罪です!!



[3. 必要不可欠、参考文献。](←語呂がいいね!)

「なんだよ!本にめちゃくちゃいいこと書いてあるのにレポートで使えないのかよ!」とお思いのそのあなた!顔を上げてください。参考文献という形であれば、本の文章をそのまま引用できますよ(むしろ文章を変えてはいけません)。でも、参考文献はあくまでも参考。自分の意見は自分の言葉で書きましょう!



参考文献の引用ページは下のような形で記載します。



¹ 山口裕之『コピペと言われないレポートの書き方教室』(新曜社、2013年)4頁

左のページでは大学のレポートについての基本的な部分について説明しました。でも、どうせレポートを書くんだっいたらいい評価がほしいですよね。人間そういうものです。そこでこのページでは皆さんのレポートがちょっと良くなるような情報を提供します。

[4. 具体的な結論を出そう]

大学生のレポートで多いのが、文献やネット上のページの「単なる要約にすぎないレポート」です（恥ずかしながら私のレポートの大半もこれでした…）。先生方が求めているのは、客観的な証拠に基づいた学生自身の論理的な主張なので、要約しただけのレポートではどうしても評価が低くなってしまいます…らしいです。そうならないために、レポートでは具体的な結論を示しましょう。具体的で現実的な対応策を提案したり、従来の論争で見落とされてきた点を指摘したりするのがベストです。



逆に、具体的ではないので次のような結論にはならないように注意しましょう。

- × 「難しい問題なので、真剣に考えなければならない。」
- × 「教育が大切だ。」
- × 「結局、人間のやることなので限界がある。」

[5. 複数の情報源を確認しよう]

レポートを書くには参考文献が必要不可欠ですが、あなたもしかして1冊の本を読んだだけでレポートを書いていますか？著者にも立場や学問上の主義主張があるので、その1冊の本に事実のすべてが書いてあるわけではありません。できるだけ複数の文献、それも反対の立場に立っている文献を読んで、賛否双方を踏まえたうえでレポートを書きましょう。



え？複数の文献を探すのが大変？

そのために図書館があるんでしょ！いやー図書館って便利ですね！！

その通り！

図書館では本・文献を探すお手伝いをしますよ！



カウンターに声をかけてね

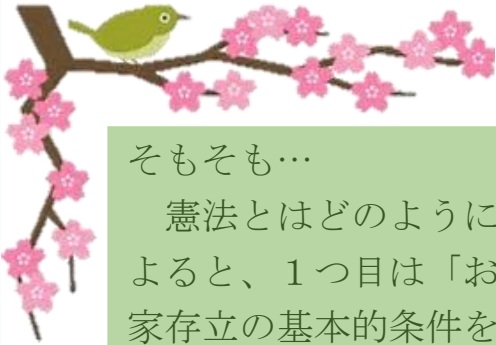
[6. 最後に]

大学生にレポート課題は必要不可欠。この積み重ねが卒論にも生かされるはずです。（そう信じたいです。）これを読んだ学生の皆さんに少しでもお役に立てば幸いです。（頑張って書いたんですから！）

憲法ハンドブック

レポートについて学んだあとはよいよ「憲法の学び」メイン企画「憲法とは何者なのか」というところにクローズアップしていきます！

小学生の頃から幾度となく目にしてきた「大日本帝国憲法・日本国憲法」ですが、改めてこれら二つの憲法にどのような違いがあるのかご存知ですか？今回は①そもそも憲法って？②大日本帝国憲法とは③日本国憲法とは の豪華3本立てでお届けします。ぜひみなさんの学びに役立ててください！



そもそも…

憲法とはどのように定義づけられているのかを見ていこう。「広辞苑」によると、1つ目は「おきて。基本となるきまり。国法。」もう一つには「国家存立の基本的条件を定めた根本法。国の統治権、根本的な機関、作用の大原則を定めた基礎法で、通常他の法律・命令を以て変更することを許さない国の最高法規とされる」とある。しかしこれでは、名詞ばかりが羅列されており、具体的に憲法がどのようなものなのかが見えてこない。そこで、「あらゆる辞書の手本」(ジョナサン・グリーン著、三川基好訳『辞書の世界史』朝日新聞社)とも言われているイギリスの「オックスフォード英語辞典」を見てみることにする。するとその7番目には「ある国民、国家、あるいは政治体が、それに従って組織され、統治される基本原理の体系、あるいは基本原理の集合。この意味は、1689年から1789年の間に、次第に出来上がった。」と書かれている。ほとんど同じ意味ではあるものの、広辞苑の文言にくらべてかなりわかりやすくなったのではないかな。

では、大日本帝国憲法と現在の日本国憲法では、どのような違いがあり、それぞれの時代で国民にどのような影響を与えていたのでしょうか。

次ページでこれらを理解していくために、参考になる図書を内容と共に紹介していきます。

大日本帝国憲法

まず、大日本帝国憲法について見ていきましょう。日本は欧米諸国から百年ほど遅れて憲法をつくるようになりました。その際、伊藤博文は、「仏教でも、神道でもない、天皇自体を神様とし、宗教にして国の憲法をつくっていこう」と考えました。今考えると、危険な思想が入り混じっていたことが明らかです。

「国民の権利の尊重」「権力の分立の確保」が明記されているものこそ「憲法」としていた欧米諸国にくらべ、大日本帝国憲法の全て天皇がつくった法律の範囲で、という制限付きの国民の権利は非常に悲しいものであったと言えるでしょう。

では、大日本帝国憲法(明治憲法)の内容はどのようなものだったのでしょうか。大日本帝国憲法下では、天皇に主権があり、第 11 条では統帥大権が、第 13 条では宣戦講話と条約締結の大権が天皇に認められていました。宣戦講和、条約締結について欧米諸国の憲法では、議会の同意が必要とされていましたが、日本ではそれが必要とされませんでした。また、第 55 条では国務大臣が天皇の補弼をすることが定められていました。

つまり、天皇の政治を国務大臣(内閣)がサポートしていたのです。



日本国憲法

日本国憲法は実質的に、大日本帝国憲法の改正としてではなく、新たに成立した国民主権主義に基づいて、国民が制定した民定憲法といえます。八月革命という、大日本帝国憲法第 73 条の改正手続きで日本国憲法が成立したという学説もありますが(興味があれば調べてみてください)、ポツダム宣言は国民主権主義を取ることを要求していました。ポツダム宣言を受諾した段階で、大日本帝国憲法の天皇主権は否定されるとともに、国民主権が成立し、日本の政治体制の根本原理となったともいえます。ポツダム宣言の受諾によって法的に一種の革命があったと考えられるのです。すなわち、国民自身が自らの憲法制定権力に基づいて新たに制定したものであると考えるのが妥当です。

【参考文献】

- 井上ひさし『二つの憲法：大日本帝国憲法と日本国憲法』岩波書店 2011
- 長谷部恭男ほか『憲法と時間』岩波書店 2007
- 芦部信喜『憲法 第三版』岩波書店 2002



ゼミ生からの推薦図書



○長谷部恭男ほか『憲法と時間』岩波書店 2007

○井上ひさし『二つの憲法：大日本帝国憲法と日本
国憲法』岩波書店 2011

○池上彰『池上彰の憲法入門』
筑摩書房 2013

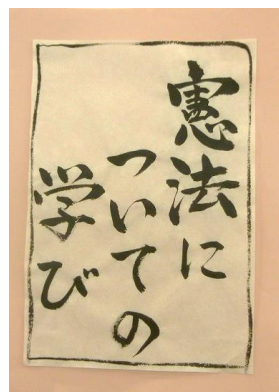


テレビなどでわかりやすい解説でおなじみの池上彰さんが、日本国憲法について学んでいく上で基本となるその成立過程や重要事項をわかりやすく解説してくれます。

教科書で習う「公共の福祉」や「違憲審査」といった用語の意味を解説するだけでなく、わかりやすい事例も併せて教えてくれるので、学校の授業にも活かすことができるはずです。



第2弾の展示に向けてみんなで作業中(←)のところを撮らせていただきました。
展示POPや題字(→)も達筆で驚きました。



平成 29 年 5 月 15 日

編集：伊豆優花 長田真季 西内空良 小坂幹人 (菅野ゼミ 3 年)

発行：北海道教育大学附属図書館札幌館

